

長野県告示第663号

平成28年12月9日長野県議会定例会において認定された平成27年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部 守一

平成27年度長野県一般会計歳入歳出決算

				(単位：円)
1 岁 入	款	予 算 現 額	決 算 額	比 較
1 県 税		226,275,037,000	227,134,796,595	859,759,595
2 地方消費税清算金		85,378,032,000	85,378,032,058	58
3 地 方 譲 与 税		39,660,363,000	39,660,363,175	175
4 地方特例交付金		656,283,000	656,283,000	0
5 地 方 交 付 税		210,556,570,000	210,556,570,000	0
6 交通安全対策特別交付金		751,649,000	751,649,000	0
7 分担金及び負担金		4,013,258,000	4,035,517,879	22,259,879
8 使用料及び手数料		16,158,098,000	16,340,186,241	182,088,241
9 国 庫 支 出 金		123,838,965,550	107,461,989,358	△ 16,376,976,192
10 財 産 収 入		2,030,279,000	2,793,578,108	763,299,108
11 寄 付 金		246,670,000	245,825,246	△ 844,754
12 繰 入 金		10,860,204,000	9,133,322,490	△ 1,726,881,510
13 繰 越 金		13,057,975,686	13,057,976,067	381
14 諸 収 入		51,714,330,000	52,450,015,823	735,685,823
15 県 債		109,764,000,000	99,877,000,000	△ 9,887,000,000
歳 入 合 計		894,961,714,236	869,533,105,040	△ 25,428,609,196
2 岁 出	款	予 算 現 額	決 算 額	比 較
1 議 会 費		1,431,753,000	1,421,906,046	9,846,954
2 総 務 費		38,217,799,000	36,813,827,289	1,403,971,711
3 民 生 費		112,515,063,000	110,867,621,546	1,647,441,454
4 衛 生 費		25,394,210,048	23,140,249,907	2,253,960,141
5 労 働 費		5,363,204,000	4,693,763,500	669,440,500
6 環 境 費		3,677,048,000	3,380,883,527	296,164,473
7 農 林 水 産 業 費		51,525,342,593	44,743,012,076	6,782,330,517
8 商 工 費		51,369,934,000	50,545,200,282	824,733,718
9 土 木 費		128,096,044,307	107,667,158,093	20,428,886,214
10 警 察 費		43,059,087,720	42,711,294,055	347,793,665
11 教 育 費		200,381,683,000	199,552,795,730	828,887,270
12 災 害 復 旧 費		7,532,184,984	4,894,136,336	2,638,048,648
13 公 債 費		136,173,433,000	136,031,565,820	141,867,180
14 諸 支 出 金		90,213,150,000	90,082,124,258	131,025,742
15 予 備 費		11,777,584	0	11,777,584
歳 出 合 計		894,961,714,236	856,545,538,465	38,416,175,771
歳入歳出差引残額				12,987,566,575
うち基金繰入額				3,371,000,000

平成27年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

会計名	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残額
公債費	254,663,764,000	254,641,454,360	254,641,454,360	0
市町村振興資金貸付金	289,487,000	389,287,271	229,487,000	159,800,271
母子父子寡婦福祉資金貸付金	881,767,000	844,582,493	381,416,707	463,165,786
心身障害者扶養共済事業費	463,499,000	452,772,394	449,876,888	2,895,506
地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金	4,245,088,000	3,809,355,176	3,809,355,176	0
流域下水道事業費	12,070,135,146	12,039,369,300	11,470,469,817	568,899,483
小規模企業者等設備導入資金	298,951,000	715,280,303	297,954,830	417,325,473
農業改良資金	69,759,000	291,975,855	66,983,775	224,992,080
漁業改善資金	6,483,000	1,167,589	220,240	947,349
県営林経営費	422,160,320	420,667,465	368,634,887	52,032,578
林業改善資金	75,090,000	469,698,371	75,072,952	394,625,419
高等学校等奨学資金貸付金	186,788,000	431,148,828	184,271,152	246,877,676
合計	273,672,971,466	274,506,759,405	271,975,197,784	2,531,561,621

28監査第34号

平成28年(2016年)9月12日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 田口敏子
 同 西沢利雄
 同 西沢昭子
 同 鈴木清

平成27年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、平成27年度長野県歳入歳出決算及び同附属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成27年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

平成27年度長野県歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成27年度長野県一般会計
- (2) 平成27年度長野県特別会計
 - ア 長野県公債費特別会計
 - イ 長野県市町村振興資金貸付金特別会計
 - ウ 長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
 - エ 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
 - オ 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計
 - カ 長野県流域下水道事業費特別会計
 - キ 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
 - ク 長野県農業改良資金特別会計
 - ケ 長野県漁業改善資金特別会計
 - コ 長野県県営林経営費特別会計
 - サ 長野県林業改善資金特別会計
 - シ 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- (3) 財産

2 審査の手続

この審査は、歳入歳出決算及び同附属書類について、以下の点に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算

資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施しました。

- 1 決算の計数は、正確であるか。
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正に行われているか。
- 3 財産の管理は、適正に行われているか。
- 4 決算に関する事務は、法令に適合し、適正に行われているか。

第2 審査の結果

1 決算の計数及び予算の執行、決算に関する事務等について

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、関係帳簿、証拠書類と照合し、正確なものと認められました。

また、予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おむね適正に行われているものと認められました。

ただし、一部に改善努力を要するものもあり、その内容は、後述の意見のとおりです。

2 決算の状況について

(1) 決算規模と収支状況

一般会計は、歳入総額が8,695億3,310万余円、歳出総額が8,565億4,553万余円です。

歳入歳出差引額129億8,756万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、67億4,008万余円の黒字となり、これは前年度に比べると6億4,579万余円(10.6%)増加しました。

歳入を前年度と比べると、繰入金、県債等が減少した一方で、地方消費税清算金、県税等が増加となり、全体では79億2,802万余円(0.9%)増加しています。歳出については、農林水産業費、商工費等が減少しましたが、諸支出金、民生費、教育費等が増加となり、全体では110億4,643万余円(1.3%)増加しています。

次に、特別会計は、歳入総額が2,745億675万余円、歳出総額が2,719億7,519万余円で、前年度に比べ歳入が225億9,247万余円(9.0%)、歳出が229億4,121万余円(9.2%)増加しています。また、歳入歳出差引額25億3,156万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は24億4,901万余円の黒字となりましたが、前年度に比べ黒字は1億3,137万余円減少しています。

(2) 県債の状況

一般会計の平成27年度発行額は、998億7,700万円(平成27年度末現在高：1兆7,441億5,609万余円)で、発行抑制に努めた結果、前年度発行額(1,135億9,060万余円)に比べ137億1,360万余円減少しています。このうち、臨時財政対策債の発行額は520億2,500万余円で、前年度(633億8,900万円)より113億6,400万円減少しています。

また、特別会計の平成27年度発行額は、18億5,390万円(平成27年度末現在高：616億1,569万余円)で、前年度(19億3,650万円)に比べ8,260万円減少しています。

(3) 基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金及び予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の平成27年度末現在高(出納整理期間後)の合計は2,412億3,224万余円で、前年度(2,331億216万余円)に比べ81億3,008万余円増加しました。

基金全体では、経済対策関連基金において減少幅(地域経済活性化・雇用創出臨時基金を除く。)が前年度の82億3,752万余円から45億3,924万余円に縮小したこと、その他の基金において新たな基金が造成されたことなどにより、平成27年度(出納整理期間後)の基金の総額は2,865億7,658万余円と、前年度(2,801億6,505万余円)と比べ、64億1,153万余円増加しました。

(4) 財政分析の結果

決算の状況を主な財政分析指標で見ると、県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は、平成26年度は13.5%(全国平均：13.1%、全国順位28位)であり、起債に国の許可が必要となる18%を下回っています。平成27年度は更に0.8ポイント下がって12.7%となり、10年続けて改善されました。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成26年度は92.1%(全国平均：93.0%、全国順位35位)でした。平成27年度は社会保障関係費の増加等により92.7%と前年度に比べ0.6ポイント増加しています。

財政の自立度を示す財政力指数は、平成26年度は0.45392(全国平均：0.47338、全国順位21位)で、平成27年度は0.47586と前年度より0.02194改善されています。

第3 審査の意見

本県の財政状況は、県債残高や財政分析指標等からみると改善の方向にありますが、依然として厳しい状況にあります。こうした中で、平成25年度から29年度までの県政運営の基本となる「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)」(以下「5か年計画」という。)や、平成27年度に策定した「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」(対象期間：平成27年度～31年度)に基づく、人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組を着実に推進することが求められています。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意して、積極的な収入の確保に努めるとともに、限られた財源を最大限に生かし、適時的確

な対応により事業効果を一層高める措置を講じてください。

1 財政運営健全化への取組

平成28年度当初予算において、歳出面では、社会保障関係費を中心に義務的経費が増加し（前年度比100.1%）、投資的経費も増加しています（同101.2%）。その一方、歳入面では、財政調整のための基金からの繰入れを当初予算に計上するなど、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。

このような中、新たな県立4年制大学の設立など、5か年計画の総仕上げに向けて各プロジェクトの取組を着実に実行するためには、自主財源等の歳入の確保や事務事業の効率化等による歳出の削減を進め、持続可能な財政構造の構築と財政の健全化を積極的に推進する必要があります。

県は、「長野県行政・財政改革方針」（推進期間：平成24年度～28年度）に基づき行財政の改革に取り組んでいます。通常債の残高は15年連続して減少し、県債全体の残高も2年連続して減少しています。また、財政調整のための基金の残高は着実に増加してきており、平成27年度末の568億円は、平成23年度末の461億円に比べて107億円も増加しています。財政分析指標の数値も着実に健全化が進むなど、同方針に基づく取組が成果をあげていることが、数値の上からも裏付けられています。県人口が減少している中、人口定着とともに財政運営健全化の取組もさらに一層重要性を増していますので、今後も、それぞれの目標が確実に達成できるよう施策を推進してください。

（主な所管部局：総務部 財政課）

2 収入未済の解消

平成27年度末の収入未済額は、前年度に比べ、3億7,893万余円減少し、総額59億6,851万余円（前年度比94.0%）となっています。その内訳は、一般会計が46億4,672万余円（同92.4%）、特別会計が13億2,178万余円（同100.3%）です。

収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。

一般会計の収入未済額を県税とそれ以外とで見ると、県税の収入未済額は33億9,756万余円で、前年度（38億6,414万余円）より4億6,657万余円減少し（前年度比87.9%）、平成23年度以降5年連続して10%以上の削減となっています。これは、これまでの地道な努力が数値となって表れたものと考えられ、評価することができます。自主財源の根幹をなす県税の未収金縮減は、重要な課題ですので、長野県地方税滞納整理機構や市町村とも連携し、引き続き徴収対策を推進してください。

その一方で、税外未収金は12億4,915万余円で、前年度（11億6,573万余円）より8,342万余円増加しています（前年度比107.2%）。これに特別会計の未収金（13億2,178万余円）を加えると、税外未収金の総額は25億7,094万余円となり、前年度に比べ8,763万余円の増加となりました（前年度比103.5%）。

税外未収金については、平成25年3月に策定した「税外未収金縮減に向けた取組方針」に基づき、それぞれの機関で取組が行われていますが、同方針策定以降ほぼ横ばいだった未収金額が、平成27年度には増加している状況に鑑み、未収金が減少していない機関にあっては、その取組のあり方の検証も含めて、対応策を講じてください。また、未収金が減少していても、多額の未収金を抱えている機関については、引き続き、その縮減に的確に取り組んでください。なお、民間の債権回収会社等への未収金回収業務の委託の取組は、一定の効果があると認められることから、今後もその導入について検討してください。

収入未済の縮減に向け、特に留意改善を求めるものは別記のとおりです。

不納欠損額は、前年度と比べ、235万余円増加し、総額4億1,554万余円（前年度比100.6%）となっています。その内訳は、一般会計が4億1,408万余円（同101.7%）、特別会計が146万余円（同24.7%）となっています。債務者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、債権回収の可能性を個別に分類するなどして、公平性に留意しつつ債権管理を適切に行ってください。

（主な所管部局：収入未済のある部局）

3 県有財産の適正管理

(1) ファシリティマネジメントの推進

県では、「長野県ファシリティマネジメント基本方針」（平成23年12月策定）に沿って、県有財産についての総合的な利活用（有効活用・総量縮小・長寿命化）を推進しています。

総量縮小の面では、未利用県有地の縮減に積極的に取り組み、平成27年度は22件、2億2,100万余円の処分を行いました。高校再編に伴う遊休財産の処分では、飯山高校旧南キャンパスの土地及び建物を飯山市に売却しました。また、県有施設の市町村への譲渡や移管を進め、佐久、伊那、木曽の勤労者福祉センター、木曾ふれあいの郷を地元市町村に移管しました。

長寿命化の面では、学校、庁舎等の耐震化については、平成27年度において「県有施設耐震化整備プログラム」（平成19年11月策定）に基づく耐震改修工事を36棟で実施し、これにより同プログラムの対象となった1,233棟全てで耐震対策が完了しました。橋梁については、「長野県橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」（平成25年6月策定）に基づき、概(おおむね)5年以内に修繕することとしている264橋について順次修繕を進めており、平成27年度末において、121橋が完了しています（進捗率45.8%）。

平成28年度決算から始まる新しい地方公会計制度においては、保有する全ての固定資産について、耐用年数や取得価額等の資産価値に係る情報を記載した固定資産台帳を整備し、施設の老朽化対策や統廃合、受益者負担の適正化の検討等の面で活用することが期

待されています。このため、県では、平成28年度末を目途に、固定資産台帳の整備を進めています。

県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続きファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

(2) 財産事務の適正な処理

無体財産権（商標権）について、平成27年度中に取得したものを決算書（財産に関する調書）に計上していない事案が1件認められました。財産事務について、関係法令等に則り、適正に行ってください。

（主な所管部局：総務部 貢産活用課、農政部、建設部）

4 県債残高の縮減

一般会計の県債の平成27年度末現在高は、1兆7,441億5,609万余円と前年度（1兆7,549億4,097万余円）に比べ107億8,488万余円減少しています。これは、臨時財政対策債が389億11万余円、災害復旧債が12億6,583万余円増加した一方で、普通債が471億5,147万余円減少したことなどによるものです。

また、特別会計の県債の平成27年度末現在高は、616億1,569万余円と前年度に比べ32億5,470万余円減少しました。

なお、実質的な県債残高を把握するため、満期一括償還の県債について、長野県減債基金に積み立てた時点で償還したものとみなして、これを控除して計算すると、一般会計の県債の平成27年度末現在高は、1兆5,615億円となり、平成26年度の1兆5,770億円と比較すると155億円の減少となります。

今後、武道館の建設や信濃美術館の建替えなどの大型投資が予定されており、また、人口減少社会を見据え、県民1人当たりの県債残高といった観点からも、引き続き、将来の財政負担を考慮して自主財源の確保や事業見直しによる歳出の削減に取り組み、県債残高の縮減に努めてください。

（主な所管部局：総務部 財政課）

5 債務負担行為の適正な設定及び管理

債務負担行為が設定されているもののうち、物件の購入、工事の請負、利子補給等の事業の後年度支出予定額は、一般会計で417億5,421万余円と前年度（434億5,258万余円）に比べ16億9,837万余円減少し（前年度比96.1%）、特別会計では68億4,061万余円と前年度（88億703万余円）に比べ19億6,642万余円減少し（同77.7%）、全体では485億9,482万余円と前年度（522億5,961万余円）に比べ36億6,479万余円減少しています（同93.0%）。また、これ以外に債務保証や損失補償等のようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがあります。平成27年度末現在の債務保証の債務残高は20億7,834万余円で、前年度（29億2,277万余円）に比べ8億4,442万余円減少し（前年度比71.1%）、損失補償等の債務残高は122億2,808万余円で、前年度（125億1,790万余円）に比べ2億8,981万余円減少しています（同97.7%）。

債務負担行為については、今後も新たな設定の際には必要性、妥当性を十分精査するとともに、設定期間が長期にわたるものについては、その管理にも引き続き留意してください。

（主な所管部局：総務部 財政課）

6 大北森林組合に対する債権の早期の回収等

(1) 大北森林組合

大北森林組合（以下「組合」という。）の補助金不適正受給問題で、県は、組合に対し、平成28年2月16日までに、総額8億7,359万余円の返還を請求しました。このうち、1,000万円については3月に組合から返済を受け、残額の取扱いについては、履行期限の延長処分を行いました。

組合からの補助金等の返還については、その金額が多額に上ることから、返還期間が長期にわたることは避けられない状況にあります。このため、隨時組合側と連絡をとり、債権が計画的かつ早期に回収されるよう適切に管理することが必要です。また、組合の経営の健全化のため、事業の経営状況等を隨時把握し、必要に応じて指導助言などを行うことにより、債権の計画的かつ早期の回収に努めてください。これに加えて、県が平成28年6月10日付けで公表した「大北森林組合等の補助金不適正受給事案に係る国庫補助金返還等への対応について」の中で掲げている「組合及び組合元専務の不法行為により県に生じた損害について、民法上可能な限り損害賠償請求を行う」という方針については、県民負担の最小化のため、厳正に取り組んでください。

(2) 収入未済の解消及び早期の返還請求

森林整備をめぐる補助金の不適正受給については、組合以外の補助事業者でも行われ、そのうちの一部については、補助金が返還されず収入未済となっています。債権回収の手続を確実に履行することにより収入の確保に努めてください。

また、返還請求が完了していない補助金については、銳意関係機関等との協議を進め、早期の返還請求に努めてください。

(3) 行政コストの削減及び再発の防止

今回の事案による国庫返還額等については、極めて多額に上ることから、職員一人ひとりが自らの問題として受け止め、組織を挙げて、業務の進め方等の見直しに取り組み、人件費をはじめとした行政コストの一層の削減に取り組んでください。

なお、県民の信頼回復のため、林務部が取り組むべき項目を取りまとめた「林務部コンプライアンス推進行動計画」に沿い、職員が一丸となって再発防止に取り組むとともに、取組を検証し、その改善に努めてください。

(主な所管部局：総務部 人事課、行政改革課、林務部)

7 職員の法令遵守体制の徹底

道路占用料、試験手数料及び河川占用料の徴収漏れ事案など、昨年度の決算審査意見書において法令遵守体制の徹底を求めて以降、職員の不適正な事務処理に関わる事案が相次いで明らかになったことは誠に遺憾です。

職員は、不適正な事務処理が県行政全体に対する県民の信頼を損なうことになることを常に意識して業務に当たる必要があります。

県は、今年を「コンプライアンス元年」と位置付け、県庁全体で意識改革、組織風土改革、しごと改革に取り組んでいますが、この際、改めて職員の法令遵守に対する意識を高め、改革の成果があがるよう取組を徹底してください。

(主な所管部局：総務部 人事課、林務部、建設部)

(別記)

収入未済の解消に留意改善を求める主なもの

平成27年度の収入未済額が1億円を超え、継続的に収入未済の発生が見込まれるものは、次のとおりです。

ア 県営住宅使用料等

県営住宅使用料については、佐久、上小、諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野の各地域において、管理代行制度を導入し、徴収業務を長野県住宅供給公社に委託しています。

県営住宅の滞納対策については、退去者滞納家賃の収納事務の一部を民間債権回収会社及び弁護士へ委託した結果、滞納額は前年度より減少しており、民間委託の効果が認められます。

(所管部局：建設部)

イ 高等学校等奨励金貸付金・高等学校等奨学資金貸付金

高等学校等奨励金貸付金及び高等学校等奨学資金貸付金については、文書や電話などによる催告、分割納付の促進のほか、滞納繰越分の一部について債権回収会社への未収金回収業務の委託を実施し、一定の効果が見られたものの、返還対象額が増加する中で、収入未済額も増加しています。

債権の状況を整理し、債権回収会社に業務委託した結果、一定の効果が認められました。

(所管部局：教育委員会)

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、収入未済額発生の防止策として、新規借入時の原則口座振替、連帯債務者への請求等を実施し、悪質滞納者については、支払督促の申立てなどを実施しています。これに加えて、回収が比較的困難な事案については債権回収会社に回収業務を委託しており、平成27年度の収入未済額は、前年度比98.9%と一定の効果が見られました。

(所管部局：県民文化部)

エ 小規模企業者等設備導入資金

小規模企業者等設備導入資金については、中小企業高度化資金貸付金の債権回収業務を債権回収会社に委託しており、平成27年度の収入未済額は、前年度比99.3%と一定の効果が認められました。また、設備近代化資金貸付金については、職員が回収業務を担っていますが、平成28年度から、業務委託の効果が見込める債権について債権回収会社に回収業務を委託することとしています。

(所管部局：産業労働部)

これらを所管する機関にあっては、収入未済を防止するために、早い段階で債務者と連絡を取るなど必要な措置を講ずるとともに、収入未済となったものについては、引き続き、個々の滞納者の状況を把握し、債権の状況を個別に整理した上で、債権回収会社への委託を適切に組み合わせながら、効率的な滞納整理に努めてください。

〔収入未済額及び不納欠損額の内訳〕

会計	所管部局	内 容	収 入 未 済 額				不 納 欠 損 額		
			平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)	平成27年度 (C)	平成26年度 (D)	増 減 (C)-(D)
一	総務部	県税	円 3,397,569,694	円 3,864,140,853	円 △ 466,571,159	% 87.9	円 385,476,125	円 364,643,607	円 20,832,518
		県税に係る加算金(現年分・滞縫分)	94,193,638	83,827,182	10,366,456	112.4	9,388,959	4,355,600	5,033,359
	県民文化部	社会福祉施設入所者負担金(児童福祉施設入所負担金)	77,199,827	79,877,680	△ 2,677,853	96.6	17,042,862	17,081,809	△ 38,947
		児童扶養手当過払返納金	20,584,950	17,710,930	2,874,020	116.2	0	291,790	△ 291,790
般	健康福祉部	看護職員修学資金	10,696,033	7,792,333	2,903,700	137.3	0	0	0
		生活保護費返還金	25,977,883	23,267,322	2,710,561	111.6	20,000	0	20,000
		障がい者施設支援費	1,998,102	1,759,702	238,400	113.5	26,400	52,800	△ 26,400
		その他	8,731,642	10,402,171	△ 1,670,529	83.9	421,370	18,087,365	△ 17,665,995
会	環境部	不法投棄された産業廃棄物の代執行経費	275,142,188	275,252,188	△ 110,000	100.0	0	0	0
	産業労働部	県有財産貸付特約付売買契約解除に伴う違約金	55,812,200	55,812,200	0	100.0	0	0	0
		不法占有に係る賃料相当額	71,052,201	60,642,945	10,409,256	117.2	0	0	0
		建物取去土地明渡等請求事件に係る執行費用等	59,009,853	0	59,009,853	皆増	0	0	0
計	農政部	県営工事に係る入札保証金相当額	1,751,006	1,751,006	0	100.0	0	0	0
		その他	0	25,683	△ 25,683	皆減	25,683	0	25,683
	林務部	森林造成事業補助金返還	15,021,100	0	15,021,100	皆増	0	0	0
		その他	0	8,395,000	△ 8,395,000	皆減	0	0	0
	建設部	河川占用料	14,395,579	14,310,243	85,336	100.6	129,386	40,460	88,926
		県営住宅使用料等	254,534,917	266,304,821	△ 11,769,904	95.6	1,363,229	590,329	772,900
		事故等に係る原因者費用負担金	3,711,000	4,245,550	△ 534,550	87.4	0	0	0
		契約解除に伴う補償金返還	99,521,879	99,521,879	0	100.0	0	0	0
		その他	1,651,707	1,334,793	316,914	123.7	28,129	1,678,997	△ 1,650,868
教育委員会		高等学校等奨励金貸付金	153,473,952	148,499,151	4,974,801	103.4	0	0	0
		その他	4,307,372	4,573,785	△ 266,413	94.2	162,295	435,420	△ 273,125
		計	4,646,725,442	5,029,875,249	△ 383,149,807	92.4	414,084,438	407,258,177	6,826,261

特 別 会 計	県民文化部	母子父子寡婦福祉資金貸付金	273,127,923	276,064,123	△ 2,936,200	98.9	1,166,073	1,577,833	△ 411,760
	健康福祉部	心身障害者扶養共済事業費	8,548,870	8,650,360	△ 101,490	98.8	298,800	508,400	△ 209,600
	産業労働部	小規模企業者等設備導入資金	815,811,205	821,621,705	△ 5,810,500	99.3	0	3,848,883	△ 3,848,883
	農政部	農業改良資金	25,464,000	27,244,000	△ 1,780,000	93.5	0	0	0
		漁業改善資金	5,171,975	5,411,975	△ 240,000	95.6	0	0	0
	林務部	林業改善資金	18,192,508	18,448,508	△ 256,000	98.6	0	0	0
	教育委員会	高等学校等奨学資金貸付金	175,471,313	160,129,595	15,341,718	109.6	0	0	0
計			1,321,787,794	1,317,570,266	4,217,528	100.3	1,464,873	5,935,116	△ 4,470,243
合 計			5,968,513,236	6,347,445,515	△ 378,932,279	94.0	415,549,311	413,193,293	2,356,018

財政課

長野県告示第664号

平成28年12月9日成立した平成28年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部守一

平成28年度長野県一般会計補正予算（第3号）

1 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

(1) 歳 入

	款	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		204,310,862	96,100	204,406,962
9 国庫支出金		114,887,633	887,335	115,774,968
12 繰入金		19,430,220	379,631	19,809,851
15 県債		108,194,000	2,925,000	111,119,000
歳入合計		897,399,906	4,288,066	901,687,972

(2) 歳 出

	款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		37,107,157	103,044	37,210,201
3 民生費		122,024,906	45,735	122,070,641
4 衛生費		23,468,656	406,693	23,875,349
6 環境費		3,695,644	2,722	3,698,366
7 農林水産業費		51,853,435	1,269,137	53,122,572
8 商工費		72,203,365	56,000	72,259,365
9 土木費		108,942,983	2,370,144	111,313,127
11 教育費		205,432,493	34,591	205,467,084
歳出合計		897,399,906	4,288,066	901,687,972

2 繰越明許費

農業関係試験場研究力強化事業費ほか18件 金額 6,058,320 千円

3 債務負担行為補正

文化施設管理運営事業ほか11件 限度額 3,561,498 千円

4 地方債補正

地域鉄道整備事業費ほか5件 限度額 2,925,000 千円

財政課

長野県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

南佐久郡北相木村字木次原5615の6（次の図に示す部分に限る。）、5615の7、5615の12、5616の2（次の図に示す部分に限る。）、5616の8

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第666号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成28年5月1日から平成28年11月30日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

箕輪都市計画道路 3・3・1号東部線

3・4・2号国道線

3・4・3号松島駅前線

3・5・6号十沢線

3・5・7号南部線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・2号国道線

昭和63年長野県告示第435号の土地の区域のうち、箕輪町大字中箕輪字小瀬、字餅田、字垣外及び字坂井垣外の各一部を変更する。

3・5・7号南部線

昭和54年箕輪町告示第145号の土地の区域のうち、箕輪町大字中箕輪字王墓、字寺上、字八郎道、字臼杵洞、字本城、字城溝、字中山、字小瀬、字垣外、字桜洞、字富士塚、字天神山、字南垣外、字上の林、字泉沢洞、字后洞、字北城、字南城、字猿楽及び字天王を廃止。

また、箕輪町大字中箕輪字穴田の一部を変更する。

3・3・1号東部線外2路線は、都市計画法改正及び政省令の改正に伴い車線数を付加するもので、土地の区域に変更はない。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、箕輪町役場

都市・まちづくり課

長野県伊那建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月15日

長野県伊那建設事務所長 坂田 浩一

1 道路の種類 県道

2 路線名 伊那箕輪線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字松島10844番の4地先から上伊那郡箕輪町大字中箕輪字松島11144番の2地先まで	旧	m 7.3～13.1	km 0.7993
同上	新	m 10.5～23.9	km 0.7993

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月15日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯田南木曾線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上飯田1935番のイの4地先から 飯田市上飯田1932番地先まで	旧	m 6.5~6.5	km 0.0343
同上	新	m 6.5~16.0	km 0.0343

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 松川インター大鹿線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡松川町大島915番の6地先から 下伊那郡松川町大島1177番の1地先まで	旧	m 20.0~35.7	km 0.2340
同上	新	m 11.7~39.2	km 0.2340

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月15日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 長野上田線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字若宮字中河原1412番の2地先から 千曲市大字若宮字樋下続1218番の1地先まで	旧	m 11.4~16.9	km 0.0071
同上	新	m 14.0~19.5	km 0.0071

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月15日

長野県伊那建設事務所長 坂田浩一

- 1 路線名 伊那箕輪線

- 2 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字松島10844番の4地先から

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字松島11144番の2地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成28年12月15日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月15日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 路線名 152号

- 2 供用を開始する区間

飯田市南信濃和田136番の5地先から

飯田市南信濃八重河内231番の4地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成28年12月17日

道路管理課

選告示第55号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成28年12月15日

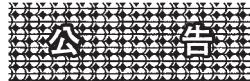
長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

長野県伊那建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

別表中	を	35,396	35,384
		321,223	321,149
		106,166	106,139
		66,175	66,201
		46,924	46,913
		20,082	20,082
		28,369	28,361
		13,825	13,816
		19,441	19,441
		11,994	11,988
		18,913	18,898
		9,114	9,112
		18,868	18,851
		8,132	8,119
		6,889	6,872
		21,753	21,777
		18,605	18,594
		39,549	39,575
		21,462	21,457
		8,455	8,443
		27,270	27,266
		7,235	7,227
		22,952	22,948
		17,146	17,125
		8,297	8,270
		6,535	6,509
		9,055	9,037
		6,730	6,717

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年12月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

(変更前)

特定非営利活動法人共生舎

(変更後)

特定非営利活動法人おぶせカンパニー

3 代表者の氏名

小西 和実

4 主たる事務所の所在地

(変更前)

上高井郡小布施町大字都住197番地

(変更後)

上高井郡小布施町大字小布施1499番地

5 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、誰もが地域社会で緩やかなつながりを持ちながら、自分らしく幸せに暮らせる社会を実現するという目的を果たすため、住み慣れた地域で生きがいのある生活を送れる社会を形成するための事業を行う。

(変更後)

この法人は、誰もが地域社会で緩やかなつながりを持ちながら、自分らしく幸せに暮らせる社会を実現するという目的を果たすため、あらゆる分野におけるまちづくりを行い、小布施町を世界とつながる「文化」と「交流」の町として活性化させるための事業を行う。

県民協働課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

長野保健福祉事務所・北信消費生活センター庁舎以下8施設で使用する電気

予定契約電力1,264 kW及び予定使用電力量3,759,745 kWh

各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）